

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 新潟県運転免許センター等電力供給(運転免許センターほか28庁舎)
- (2) 履行場所 別表1のとおり
- (3) 業種(用途) 官公署(事務所)

2 仕様

- (1) 電気方式等
別表1のとおり
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量
別表2のとおり
- (3) 令和6～7年契約電力、使用電力量等実績
別表3のとおり
- (4) 供給期間
令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
- (5) 供給地点
対象建物敷地内の新潟県所有の高圧気中開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、東北電力ネットワーク(株)の所有とする。
- (7) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。
- (8) 電気料金の算定期間
電気料金の算定期間は毎月1日から当該月の末日までの期間とする。
- (9) 料金制度
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。
なお、料金の算定にあたっては、庁舎ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (10) 力率
見積金額の算定にあたっては、力率は100パーセントとする。
- (11) 計量器等
各庁舎の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。
また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (12) 燃料費等調整等

燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は見積金額の算定に当たっては含めないものとするが、需要場所を供給区域としている旧一般電気事業者が一般需要家に適用するものと同様の条件で燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整を行うものとする。

(13) 端数処理

電力需給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(14) 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

3 その他

(1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間は同一単価とする。

(2) 契約期間中における年間の実績使用量が予定使用電力量に達しない場合でも料金の精算は行わない。

(3) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、契約電力、使用電力量、単価、料金等）を速やかに新潟県警察本部警務部会計課へ通知するものとする。ただし、各施設の使用電力量の推移等を Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがある場合は協議の上、省略も可とする。

(4) 電気料金の請求は、「新潟県運転免許センターほか 28 庁舎分」と集約して、新潟県警察本部警務部会計課へ請求すること。電気料金の支払いは口座引き落としとする。また、請求の際には請求書のほかに契約施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金等）を電子データにして新潟県警察本部警務部会計課に提出（ダウンロード可）すること。

なお、電子データの形式は Microsoft Excel か CSV 形式のファイルとする。その他の詳細は必要により協議する。

(5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、東北電力ネットワーク（株）と調整すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(7) 契約期間中に電力供給対象庁舎において契約に影響するような工事の予定はない。